

# 生活保護 予定通り減額

## コロナ禍でも 10月受給世帯の67%

二〇一八年十月から段階的に実施されてきた生活保護の一部減額について、厚生労働省が今年十月も予定通り実施することが分かった。一七年当時の推計で、

受給世帯の67%が食費や光熱費に充てる「生活扶助」を減額される。一方、26%は増額となる。既に決まっていた措置だが新型コロナウイルスによる雇用情勢の悪化で生活保護の受給を検討する人は増えており、支援者からは懸念の声が上がる。

また厚生労働省は二日、六月の生活保護の申請は一万七千百九十件だったと発表した。新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令され申請が急増した四月以降、二カ月連続の減少。雇用調整助成金や生活資金の貸し付けなど、支援制度の利用が広がったためとみられる。ただ厳しい雇用状況が続いており、影響は長引きそうだ。

厚生労働省は五年に一度、一般の低所得層の消費支出と比較して、生活扶助基準が妥当かどうかを世帯の人数や年齢、地域ごとに見直している。一七年の検証の結果、六十五歳以上の単身世帯の76%、子どもがいる世帯の43%を減額すると決め

た。激変緩和のため三年間で段階的に実施し、今年が最後の年となる。

例えば東京二十三区に住む七十五歳の単身世帯の場合、一八年九月に月七万五千円受け取っていたのが、

今年十月には七万二千円まで減る。都市部のひとり親世帯では、月約五千円の減額となるケースもある。ただし、同じひとり親世帯でも町村部では月約四千元増える場合もある。